

2013年10月22日 全5頁

保険会社にも国際的に統一した資本規制の波

オオカミはくるのか？

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 11

ロンドンリサーチセンター
シニアエコノミスト 菅野 泰夫
研究員 沼知 聡子

[要約]

- 2013年10月9日、日米欧など約140カ国・地域の金融監督当局で構成される保険監督者国際機構（IAIS: International Association of Insurance Supervisors）は、国際的に活動する保険グループ（IAIGs: Internationally Active Insurance Groups）の経営健全性を確保するため、リスクベースのグローバルに統一された資本基準（ICS: Insurance Capital Standard）を新たに策定することを発表した。策定期限となる2016年以降、監督当局とIAIGsによるテストや微調整を経て、全面的な導入が2019年に予定されている。
- 今回の新たに発表されたICSの枠組みは、IAISが2010年よりIAIGsを対象として策定していた、「国際的に活動する保険会社グループを対象とした、共通の保険監督枠組み（Common Frame、通称 ComFrame）」の中に含まれることとなった。資本規制の対象となるIAIGsの選定には、監督当局にある程度の裁量余地が付与され約50社程度に絞られるものとしている。ただしICSの概要や、現在の各国の資本規制（EUのソルベンシーII等）と比較してどのようになるかは全くの白紙の段階といえる。
- 保険業界の世界的なシンクタンクであるジュネーブ協会は、IAISが発表した導入までの時間枠の短さについては否定的な見解を示している。これまでの経緯でもIAISは国際的に統一した資本規制に関しては消極的なスタンスを示していただけに、具体的な規制部分が未着手の現段階で、2019年までに予定しているスケジュールが順調に進むかは懐疑的といえる。各国のソルベンシーIIの導入も難航し、大幅に遅れている現状を鑑みると、実施するとどの掛け声にとどまることなく、AIG問題の教訓を国際統一規制の形に変える悲願の早期達成に期待したい。

1. 保険監督者国際機構により新たな資本規制導入に関する発表

2013年10月9日、日米欧など約140カ国・地域の金融監督当局で構成される保険監督者国際機構（IAIS: International Association of Insurance Supervisors）は、国際的に活動する保険グループ（IAIGs: Internationally Active Insurance Groups）の経営の健全性を確保す

るため、リスクベースのグローバルに統一された資本基準（ICS: Insurance Capital Standard）を新たに策定することを発表した。策定期限となる 2016 年以降、監督当局と IAIGs によるテストや微調整を経て、全面的な導入が 2019 年に予定されている。

IAIS は 2013 年 7 月に金融安定理事会（FSB）の指示に基づき、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs: Global Systemically Important Insurances）の選定及び規制手法の検討を行い発表した経緯がある。今回の新しい資本規制では、金融安定性の促進という IAIS の取り組みの一環として、より広範囲な保険会社である IAIGs を対象とした基準とされた。IAIS 執行委員会のブラウミューラー議長は、「保険事業はグローバルなビジネスであり、グローバルな問題にはグローバルな対策が必要不可欠である」と述べると同時に優先課題に位置付けている。

2. 共通の監督枠組みを利用するものの具体的な規制内容は白紙

保険会社への新たな規制の発端は、破綻した銀行および保険会社に対して多額の公的資金を注入した教訓を生かす取り組みとして 2010 年 11 月の G20 ソウルサミットで提唱されている。このタイミングで G20 首脳は「システム上重要な金融機関を特定し、それら機関の破たんによる影響を弱める措置をとり、モラルハザードを軽減すべき」とする金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）の報告書を承認した。これを受けて IAIS は、2013 年 7 月にグローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定基準と一連の適用措置を公表し、この基準により 9 社を選定している（図表 1）。実際に、ここでの選定基準は、FSB によって公表された一般的な枠組みである G-SIFIs をベースに調整を行い保険会社に適用されているため、銀行規制のフレームワークにも類似していることが特徴だ¹。

図表 1 グローバルにシステム上重要な保険会社

国	No.	保険会社（G-SIIs）
EU	1	Aviva plc
	2	Prudential plc
	3	Allianz SE
	4	Assicurazioni Generali S.p.A.
	5	Axa S.A.
中国	6	Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.
米国	7	American International Group, Inc.
	8	Prudential Financial, Inc.
	9	MetLife, Inc.

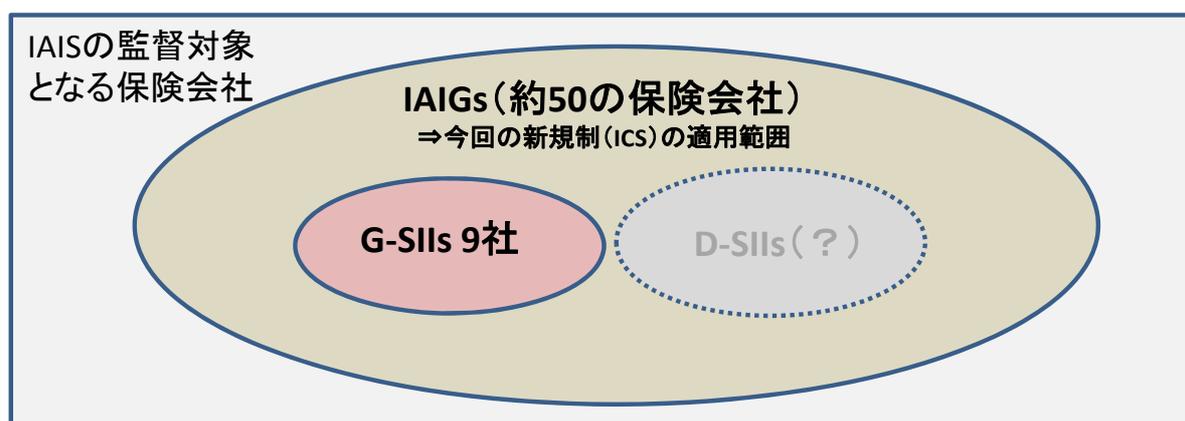
（出所）FSB 資料により大和総研作成

¹ 選定基準は、①規模 (size)、②グローバルな事業 (global activity)、③相互関連性 (interconnectedness)、④非伝統的保険および非保険事業 (non-traditional and non-insurance)、⑤代替可能性 (substitutable) の 5 つにより判断され、毎年 11 月に再度選定される。先に発表されているグローバルにシステム上重要な銀行 (G-SIBs) と同様のアプローチといえるであろう。ただしここでは、G-SIBs の複雑性の代わりに非伝統的保険および非保険事業が加えられている。

一方で、今回の新たに発表された ICS の枠組みは、IAIS が 2010 年より IAIGs を対象として策定していた「国際的に活動する保険会社グループを対象とした共通の保険監督枠組み（Common Frame、通称 ComFrame）」の中に含まれることとなった。規制対象となる IAIGs の選定基準は、①国際的な活動内容²および②事業規模³であるが、監督当局にある程度の裁量余地が付与され、約 50 社程度が選定されるものとしている（図表 2）。

また、G-SIIs の具体的な資本規制の内容としては、まず簡明なバックストップ資本要件（BCRs：Backstop Capital Requirements）が要求され、さらに「資本の上乗せ（HLA：Higher Loss Absorbency）」を追加されることとなる⁴。一方で ComFrame には健全性評価において既に資本要素が含まれており、新たな資本規制である ICS は、この要素を起点として独自に策定されることになる。ただし、ICS の概要や、現在の各国の資本規制（EU のソルベンシー II や、日本での経済価値ベースでのソルベンシー規制等）と比較してどのようになるかは全くの白紙の段階といえる。

図表 2 IAIGs と今回の新規制（ICS）の適用イメージ



（出所）大和総研作成

3. 2019 年では時間が短すぎないか？

～まずはソルベンシー II を実施してから～

保険会社の健全性基準であるソルベンシー規制は、経営破たんの防止や経営改善を促し、契約者保護に向けた監督上の指標となっている。しかし、銀行業における自己資本規制のように国際的に統一されていないため、IAIS が 2010 年より ComFrame の策定に乗り出した背景がある。今後は、各国での ICS を含む ComFrame 策定はパブリックコンサルテーション実施後、2013 年末に終了を予定しており、続く 2014 年～2018 年が実地試験のフェーズとなる。最終的に IAIS に

² (a) 保険料が 3 つ以上の管轄区域において引き受けられる、(b) ホーム国以外からの引受保険料総額が、グループ全体の引受保険料総額の 10% を超える。

³ (a) 総資産が 500 億米ドル以上、または、(b) 引受保険料総額が 100 億米ドル以上。

⁴ G-SIBs が普通株式等 Tier1 比率でのサーチャージ（追加資本）が要求されるアプローチと類似しているといえる。

参加している各国の監督当局は、2019年より資本規制を含む ComFrame の導入を開始することになる。（図表3）。

今回の発表を受け、保険業界の世界的なシンクタンクであるジュネーブ協会は、金融安定性向上の重要性を認め、IAIS が提案したグローバルな資本規制など重要なイニシアチブにおいて基準策定機関との継続的な協力姿勢を改めて強調した。その一方で、資本基準の導入による直接・間接的な影響評価を慎重に実施する必要性を指摘し、IAIS が発表した ICS 導入までの時間枠の短さについては否定的な見方を示した。規制策定という大目標のために、IAIS に対しては時間をかけて漸進的なステップをとる必要があるのではとの疑問を呈している。

図表3 IAIS による国際的な保険規制のスケジュール（2013年～2019年）

時期	活動
2013年10月～12月	ComFrame 草案に対するパブリックコンサルテーション
2014年前半	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ComFrame の実地試験フェーズ開始 ➤ BCRs のテスト開始 ➤ ICS の策定開始
2014年11月	BCRs の策定作業完了および G-SIIs による導入準備
2015年	BCRs に基づく（G-SIIs に対する）HLA 要件の策定作業、完成は2015年末
2015年～2016年	ICS のテスト
2016年末	ICS の策定作業完了
2017年～2018年	ICS のテストおよび微調整
2018年末	最終版の ICS を含む ComFrame を承認
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ICS を含む ComFrame の導入開始 ➤ G-SIIs に対する HLA 要件を発効

（出所）IAIS 資料より大和総研作成

ましてや、ICS の策定が間に入るとなると、当初予定されていた各国の新しいソルベンシー規制（ソルベンシー II）に関しても、スケジュールが大幅にずれ込むことは確実であろう。特に既に大幅にスケジュールの見直しがなされている欧州の保険規制の進捗には影響するものと考えられる。EU では世界に先駆け 1970 年代よりソルベンシー規制を実施して（EU ソルベンシー I）いるが、広範かつ本質的な見直しの必要性が生じたため、2001 年から新たな規制（EU ソルベンシー II）への改定が進められている。当初は 2012 年 11 月よりのソルベンシー II 実施を目指していたものの議論は難航し、加盟各国の国内法への反映および規制実施期日の延期が繰り返し行われ、2013 年 10 月 2 日に再び、実施期日の延期を目的とした指令案が発表されている状態だ。同指令案では、現状の期日 2013 年 6 月 30 日（国内法反映）、2014 年 1 月 1 日（実施期日）をそれぞれ、2015 年 1 月 31 日、2016 年 1 月 1 日に延期することを提案している。

今回の ICS 策定の動きは、各国の保険会社が同一スケールで資本の健全性を比較することへ

の第一歩となる。ただしこれまでの経緯でも IAIS は国際的に統一された資本規制の導入に消極的なスタンスを示していただけに、多くの部分が未着手の状態では、2019 年までにスケジュールが順調に進むかについてはかなり懐疑的にならざるを得ない。同様に、日本で進められている経済価値ベースでの資本規制に関しても予定が先送りになっている状況であり、日本の保険会社からは国際的な統一規制の存在については邪魔にならない程度の簡素な概念を期待したいという本音すらも見え隠れしている。EU 域内の保険会社の競争力が強化され、有利となりえるような規制への傾斜であれば、日本の保険会社にとっては不利な面が強調されることは間違いないからだ。規制の範囲を問わず、IAIS が実施するという強いリーダーシップを発揮しないかぎり、バーゼルⅢのような国際統一規制としてのゴールは程遠いのが本音であろう。規制策定の掛け声にとどまることなく、AIG 問題の教訓を国際統一規制の形に変える悲願の早期達成に期待したい。

(了)